令和元年度

―大森駅山王口地区まちづくり協議会―

総会資料

令和元年６月１３日

大森駅山王口地区まちづくり協議会

【目次】

１．平成30年度　協議会活動経過報告 5
２．平成30年度　協議会活動のまとめ 6
３．5 か年計画に基づく平成 30 年度の評価 7
４．令和元年度　協議会活動方針（案） 8
■資料　平成 30 年度の活動報告資料 11
１．池上通りまちづくり 13
２．山王みどりのまちづくり計画の改訂（山王の緑と環境） 15
３．情報発信の多様化等 16
４．地元への情報発信の積極化 17
５．大森駅山王口地区まちづくり協議会会則 18

１．平成３０年度　協議会活動経過報告

日時	場所	参加者数	内容
平成３０年 ４月１１日 10 時～１２時	山王会館２階	１１名	＜協議会＞ •平成 29 年度山王まちづくりニュースについて • 平成 30 年度実施方針について
５月９日 10 時～１２時	山王会館２階	９名	＜協議会＞ •平成 29 年度山王まちづくりニュース修正の確認について • 平成 30 年度実施方針について • 勉強会の進め方について
６月１４日 19 時～２０時	山王会館１階	２４名	＜総会＞
７月１１日 10 時～１２時	山王会館２階	１２名	＜協議会＞ • 平成30年度　実施計画の確認について • 池上通り沿いのまちづくりについて • 情報発信について
９月１２日 １０時～１１時３０分	山王会館２階	１０名	＜協議会＞ • みどりのまちづくり計画・改定について • 情報発信について
１１月１４日 10 時～１１時３０分	山王会館２階	１６名	＜協議会＞ • みどりのまちづくり計画・改定について • 情報発信について
平成３１年 ２月８日 10 時～１２時	山王会館２階	７名	＜協議会＞ • 第１回ワークショップ（結果報告） • 山王みどりのまちづくり計画・改定について • 情報発信について
３月１３日 ９時～12 時	山王会館２階	１１名	＜協議会＞ • みどりのまちづくり計画・改定について • 道路の危険箇所について

※今年度も引き続き、原則として第2水曜日の午前に勉強会を開催した。

２．平成３０年度　協議会活動のまとめ

活動内容

活動方針	概要	活動内容	まとめ
１．池上通りまちづくり	•商店街の活性化や、将来のまちづくりに繋げるために商店街の話し合いの場をつくる。 ・池上通りのまちづくりについて話し合いを進める。	・池上通り沿いのまちづくりに関する商店街活性化のためのワークショップを企画•検討した。 ・東京理科大学との連携を図りながら検討を行った。 ・商店街に対して企画提案をおこなった。	・池上通り沿いのまちづくりに関するワークショップを開催（２回）し、地元意向の把握を行った。 ・ワークショップの結果について報告を行った。 ・商店街に関する話し合いの場の継続について確認した。
２．山王みどりのまちづくり計画の改訂	・計画策定後からの時点修正を行う（花植えクラブの補足とコミュニティガーデンの位置づけ）。 ・より実践的な計画となるよう改定に向けた検討を行う。	•計画改定の方向性について、現計画の確認、追加・変更内容についての検討を行った。 ・計画改定のための基礎となる実態調査に向けて、調査先や調査内容の検討を行った。	•実態調査を行い、山王の自然環境の把握や良好な庭づくりを行っている事例、共有による庭造りの事例など、山王のみどりの実態を把握することができた。 上記検討を踏まえて、改訂版を策定した。
３．その他情報発信の多様化等	・広く住民への情報提供を図るため、情報発信・周知に関する課題整理を行う。 ・地域まちづくり団体を中心として、共通の情報発信方策等の検討を行う。	・イベントマップの活用展開と使いやすいイベントカードのフォーマットを検討した。 ・イベントカードの変更に伴い、イベントマップのデザイン案を検討した。	•新たなイベントマップでは、区で推奨するチラシ等のサイズＡ４三つ折りに対応した、イベントマップに更新した。 ・イベントカードも同サイズに対応したデザインに変更した。
４．地元への情報発信の積極化	・当協議会への参加呼びかけを行うとともに、「憲章」「協定」のさらなる周知を図り、まちづくり活動の充実を図る。	・まちづくり協議会への参加呼びかけ ・山王まちづくり協議会ニュースの発行 ・山王の危険個所マップの発行 •ホームページの更新、資料の充実	•山王地区6,000戸にニュースを配布し、協議会活動の状況報告を行った。 ・山王の危険個所マップを2,000部配布した。 •勉強会開催日程に関して、ホームページの更新・ポスター設置、はがき配布等を行い、新たな協議会への参加者も得た。 さらに今後のホームページへの総会資料のアップロードも行い、情報発信の積極化を図った。

３．５か年計画に基づく平成 30 年度の評価

■Check の方法

・H30 年度の成果（達成したこと・成果物）／課題（取り組みが不十分だったこと）の整理
　→改善策の方向性（R１年度の活動の方向性）

■平成 30 年度取り組みテーマ

１．池上通りまちづくり
２．山王みどりのまちづくり計画の改定
３．情報発信の多様化等

■成果（目指すべき５年後の協議会のあり方より）

評価 ・目指すべき協議会のあり方に向けて歩めているか	成果		課題
	Prj	成果物	
①情報 BANK として機能している。 ・山王のまちづくり情報集約	3	・新たな山王イベントマップ作成と掲示 ・ニュース発行	①イベントマップの周知拡大、情報更新の取り組み
	3	・危険個所マップの配布	②危険個所マップの普及促進
②質の高いまちづくり提案を行っている。 ・具体的なまちづくりテーマ設定 ・目に見える形を意識した提案 ・大森ＧＤ、行政計画に沿った取り組み	2	・山王みどりのまちづくり計画の改定	④計画の周知拡大
	1	・池上通り沿いに関するワークショップ	⑤参加者数の増加 →参加を誘因するテーマ設定 広報活動の強化
③地域内まちづくり活動のつなぎ役となっている。 ・各種団体のハブ的存在を目指す ・自立するまちづくりの母体	1	・商店街に関する話し合いの場の継続	⑥共同提案に向けたアイデア出し →具体テーマによる話し合い
④まちづくりの担い手を育てる場となっている。 ・情報発信の深化・多様化 ・若い世代等の積極的な参加促進 ・「活動部会」の設置	3	・山王イベントマップ作成と掲示（活動団体の取り組み把握）	⑦参加者の増加 →アプローチ方法の多様化（イベントブース、ワークショップ等） ⑧住宅地・商業地双方の共存に向けた、参加者の多様化 →参加しやすい場・時間帯等の検討 参加しやすいテーマの深堀
	1	・池上通り沿いに関するワークショップ	

４．令和元年度　協議会活動方針（案）

（１）５ヵ年計画に基づく令和元年度協議会活動方針（案）

１．緑あふれる美しい街並みづくり

住宅地、商業地など、それぞれの特性を活かした山王らしい、まちづくりのルールの検討、研究を行います。

具体的な活動内容例：

・みどりの住宅地イメージの浸透、「駅前顔づくり」への提案・協力、良好な住宅地とにぎわいある商業地の調和の実現、山王みどりのまちづくり計画の改定　　など

２．コミュニケーションの場づくり

協議会参加の間口を広げ、多様な人々が参加できる場となることを目指します。

また、山王地区内での多様なコミュニケーションの場づくりに向けた検討を進めます。

具体的な活動内容例：

・多様なまちづくり団体との連携、間口が広く多様性のあるまちづくり話し合いの場、空き家・空き店舗の積極的活用等によるコミュニティの場づくり　　など

３．利便性の向上

地域の状況把握に努め、山王のまちづくりに関する諸問題に取り組みます。また、緊急性のある課題が生じた際には、柔軟に対応することとします。

具体的に活動を推進していく為のまちづくり手法について理解を深めます。

具体的な活動内容例：

・池上通り沿いのみちづくりに関する研究、山王地区の商業機能の維持・活性化検討、まち案内サポーターの検討、まち情報にどこでも触れられる仕組み検討　　など

４．安心・安全なまちづくり

高齢者の方やファミリー世帯など、山王地区に住む多様な方々が永く住み続けられるよう、安心・安全な環境づくりを目指します。

具体的な活動内容例：

・狭あい道路の円滑な車両通行に向けた取り組み、自転車・歩行者の分離方策検討、山王防災マニュアルの地域への浸透、防災イベントへの参加、老朽化空き家の適切な管理等協力　など

５．まちづくり協議会の周知、活動の充実

当協議会への参加呼びかけを行うとともに、「憲章」「協定」のさらなる周知を図り、まちづくり活動の充実を図ります。

具体的な活動内容例：

・まちづくり協議会への参加呼びかけ、イベント等への参加・企画、山王まちづくり協議会ニュースの発行、ホームページの活用　　など

（２）令和元年度協議会活動計画（案）

協議会での活動個別テーマ（案）

１．池上通りまちづくり
２．まちづくりの取り組み紹介パンフレット
３．情報発信

１．池上通りまちづくり

目的：商店街の現状・課題を明らかにして、将来像を描く。
（商店街特有の課題・後継者問題、老舗の減少など）
地元の反応を見ながら、道路拡幅の話を進めるかどうかもテーマに挙げる。

内容：まちのイベントを活用してまちづくりブースで意見収集を行う。
商店街の理事会をベースに、ガイドライン等のとりまとめを提案する。
①イベントへのまちづくりブース出展
②ガイドラインの作成

２．まちづくりの取り組み紹介パンフレット

目的：山王のまちの「見方・現状」を紹介
まちで解決していくべき「課題」を共有
まちづくり参加への意義・興味を高める

内容：１０数ページのパンフレット又は、A3 折り畳み式パンフレット
【コンテンツ】
①30 年間の成果リスト・あゆみの紹介
②成果物をもとに、「現状」「課題」、「のぞましい姿」「ルール」等をマップ、写真等で紹介
③活動団体へのインタビューなど
④協議会への参加呼びかけ
⑤みぢかなところからのまちづくり
「ほしい暮らしを自分でつくる」やりかた
例：プチまちイベント企画・開催
美しいみどりの作り方

３．情報発信

目的：山王まちづくり協議会の紹介・住民意向の吸い上げ

内容：①協議会ホームページの有効活用
・サーバーの変更
・勉強会資料の発信や更新の負担が軽減された方法の研究（ブログ・SNS など）
②イベントマップの設置場所の拡大
・アキナイ亭、MEGA ドンキなど
③イベントマップの多様な活用（みどりのまちづくり計画の差込み等）
④山王のみどりのまちづくり計画改定版の周知

■資料　平成 30 年度の活動報告資料

１．池上通りまちづくり
２．山王みどりのまちづくり計画の改定
３．情報発信の多様化等
４．大森駅山王口地区まちづくり協議会会則

１．池上通りまちづくり

（１）目的

・池上通り沿いの商店街の活性化や、将来のまちづくりに繋げるために商店街の話し合いの場を開催し、池上通りのまちづくりについて議論を深める。

（２）成果

・池上通り沿いのまちづくりに関するワークショップを開催し、地元意向の把握を行った。
・東京理科大学との連携を図りながら検討を進めた
・商店街に関する話し合いの場の継続

（３）勉強会の協議日程および協議結果の概要

５月	■平成30年度協議会の活動について ・今年度の検討の方向性を検討し、検討テーマを①建替えイメージづくり、②商店街と連携できるイベント企画・立案、③地域住民の3つとすることで確認した。 →6 月の総会にて、今年度取組テーマとして承認された。 ・今年度も東京理科大学と連携を図りながら進めることを報告し、確認した。
７月	■商店街活性化のためのワークショップを企画検討 ・商店街活性化に向け、地元意向の把握のためのワークショップを開催することを決定した。 ・ワークショップの開催時期、方法などについて、議論を行った。また、10 月に事商店街に対して企画提案を行うことでまとまった。
１１月	【池上通り沿いのまちづくり検討会　第 1 回ワークショップの開催】 テーマ「商店街の事例と池上通り沿いの商店街の現状」
２月	■第 1 回ワークショップの結果報告 ・ワークショップの結果を報告した。 ・当日の意見をまとめると「特色ある商店街づくり（一店逸品）」が必要であること、すなわち店舗プラスαの価値づくりが求められることがわかった。
３月	・平成 30 年度の成果について確認した。 【池上通り沿いのまちづくり検討会　第2回ワークショップの開催】 テーマ「池上通りの将来像」 ・商店街の各取り組みの事例を紹介し、池上通り沿いの商店街の現状や今後のあり方・将来像について議論を行った。

■ワークショップ開催のお知らせを載せたウィンターセール配布チラシ

２．山王みどりのまちづくり計画の改訂（山王の緑と環境）

（１）目的

・計画策定後からの時点修正（花植えクラブの補足とコミュニティガーデンの位置づけ）を踏まえ、より実践的な計画となるよう改定を行う。

（２）成果

・計画改定のための基礎となる実態調査の実施
調査より、山王の自然環境の把握や、良好な庭づくりを行っている事例、共有による庭造りを行っている事例などを確認することができた。

（３）成果品の使い方

・改定したみどりのまちづくり計画の内容を発信していくために、イベントマップに掲載していく。

（４）勉強会の協議日程および協議結果の概要

５月	**■平成３０年度協議会の活動について** ・本年度はみどりの植え方・育て方カタログをメインに据えて行い、身近な緑の増やし方研究については、花植えクラブの活動を後方支援することを検討した。 ・みどりの植え方・育て方カタログの構成内容について検討した。
７月	**■計画の改定の方向性の検討** ・現在の計画の構成を確認し、計画に追加する内容や変更する部分について検討した。 ・そのうえで、山王のみどりについて詳しい情報や樹木の管理等について、みどりに詳しい方（専門家）へヒアリングを行うことを決めた。
８月	**■みどりに詳しい勉強会メンバーへのヒアリング**
９月	**■山王みどりのまちづくり計画（山王みどりのカタログ編）案の検討** ・ヒアリングをもとに、みどりの植え方・育て方カタログの内容について検討を行った。
１１月	**■みどりのまちづくり計画・改定について** ・開発業者による植樹による問題、昔の山王の自然や緑、山王における自然・緑の特徴について議論を行い、樹木の管理や方法、育て方をいかにしていくべきかについて毛検討を行った。
２月	**■山王みどりの実態調査に向けた検討** ・山王のみどりの現状を把握するために、調査先の検討や把握するべきみどりの現状内容について議論を行い、調査当日のルートの検討も行った。
３月	**■山王みどりの実態調査** ・これまでの検討を踏まえ、山王のみどりの実態を把握するために、勉強会メンバーによる実態調査を行った。

３．情報発信の多様化等

（１）目的

・広く住民への情報提供を図るため、情報発信・周知に関する課題整理を行う。
・地域まちづくり団体を中心として、共通の情報発信方策等の検討を行う。

（２）成果

・イベントマップ Ver.2（長３チラシ）
・危険箇所マップの配布
・池上通り商店街イベントへの参加・協力。チラシ作成

（３）成果品の使い方

・地域のイベント情報、地域情報発信ツール

（４）勉強会の協議日程および協議結果の概要

５月	**■平成３０年度協議会の活動について** ・今年度の検討の方向性を検討し、イベントマップの活用展開と誰もが使いやすいよう、フォーマット化の検討を行う旨を確認した。→6 月の総会にて、今年度取組テーマとして承認された。
７月	**■イベントカードのフォーマット化** ・配布カードの取りやすさなどについて検討を行い、A4 サイズまたは A4 二つ折サイズが取りやすいとの意見が上がったが、引き続きの検討となった。
９月	**■イベントカードの大きさ検討** ・区で配布しているパンフレット等のサイズがＡ４三つ折りサイズに統一が図られ、また、区でも同様のサイズを推奨しているため、イベントカードでも同サイズで統一が図れないかの検討を行った。
３月	**■イベントマップ** ・A4 三つ折りサイズ（タテ）のカードに対応したイベントマップのデザイン案および、イベントカード（A4 三つ折り）案の検討を行った。

■山王イベントマップの刷新

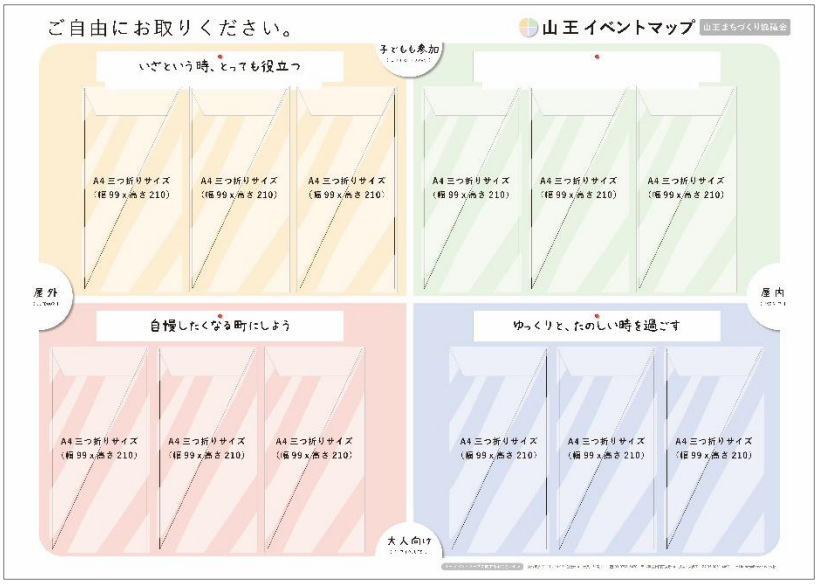

△新デザイン案（イベントマップ）

△旧イベントマップ

△新デザイン案（イベントカード）

△旧イベントカード

4．地元への情報発信の積極化

下記の方法により、地元等への情報発信を行った。

	方法	概要
①	ニュース	山王地域の全戸（6000 部）に投函
②	ポスター	勉強会への参加を呼びかけるポスターを掲示板に掲示。
③	チラシ	商店街イベントにおけるチラシ作成

５．大森駅山王口地区まちづくり協議会会則

（名称と範囲）

第1条　本会は、大森駅山王口地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 大森駅山王口地区の範囲は、山王一・二・三・四丁目の山王地区五町会内とする。

（目的）

第2条　協議会は、参加者の総意に基づく運営により、地域の特性を生かす「魅力あるまちづくり」を目指し、総合的かつ全体的な構想のもとに実効性のあるまちづくり事業の推進を目的とする。

（参加資格）

第3条　協議会の参加資格は、次の各号に定める者とする。

⑴　大森駅山王口地区内の自治会・町会

⑵　大森駅山王口地区内の商店会

⑶　大森駅山王口地区内の活動団体

⑷　大森駅山王口地区内に居住する団体及び個人

⑸　大森駅山王口地区内の土地・建物を所有する団体及び個人

⑹　大森駅山王口地区内のまちづくりに協力する団体及び個人

（参加者の権限）

第4条　協議会の参加者の権限は、次の各号のとおりとする。

⑴　総会で定める会費を納入する者　総会で発言権及び議決権を持つ。

⑵　総会で定める会費を納入しない者　総会で発言権を持つ。

（活動内容）

第5条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の各号の事項を行う。

⑴　まちづくりのあり方について、参加者の意見に配慮し、合意形成に努めること。

⑵　まちづくりに必要な情報の収集、提供、調査及び研究を行うこと。

⑶　まちづくり計画をまとめ、関係住民の同意に努めること。

⑷　区策定のまちづくり計画について、検討し意見を述べること。

⑸　まちづくりのコンサルタント・プランナーを選定し、その助言及び助力を受け、まちづくり構想計画を策定すること。

⑹　その他、まちづくりに関すること。

（資産の構成）

第6条　協議会の資産は、次の各号により構成する。

⑴　第４条第１号に規定する参加者が納める会費

⑵　資産から生ずる収入

⑶　寄付金、協賛金

⑷　区助成金
⑸　その他の収入

（資産の管理）
第7条　協議会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の決議を経てこれを定める。
2 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

（役員）
第8条　協議会は、次の各号に掲げる役員を置く。
⑴　会長１名
⑵　副会長２名以上
⑶　会計２名以上
⑷　会計監査２名以上
2 役員は、総会において第４条第１号に規定する参加者の中から選任する。
3 役員に欠員が生じても、協議会の運営に支障のないときは、これを補充しないことができる。

（役員の職務及び任期）
第9条　協議会の役員の職務は、次の各号によるものとする。
⑴　会長は協議会を代表し、会務を統括する。
⑵　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
⑶　会計監査は会計を監査する。
2 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（運営等）
第10条　協議会において決定すべき事項は、関係住民と協議し、合意に達するまで努力する。
2 協議会における決定事項及び必要と認められた事項は、随時、関係住民に周知する。
3 協議会は原則として公開とし、関係住民及び協議会の承認を受けた者は、傍聴し参考意見を述べることができる。
4 協議会は、必要に応じて区その他行政機関の出席、資料の提出を求めるものとする。

（総会）
第11条　協議会は、総会を毎年開催し、その他必要の都度、臨時総会を開催するものとし、いずれも会長が参加者を招集する。
2 総会で決議すべき事項は、次の各号に定めるものとする。
⑴　会則の変更・改正
⑵　解散
⑶　役員の任免
⑷　第４条第１号に規定する参加者の承認
⑸　事業計画並びに収支予算の決定・変更

⑹　事業報告及び収支決算の承認

⑺　その他、協議会の運営を遂行するための事項の決定・承認

3 協議会の参加者の３分の１以上の連名をもって、会議の目的たる事項を示して総会開催請求を行われたときは、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会及び臨時総会の開催は、召集日の５日前までにその目的である事項及び日時・場所を示した書面をもって、参加者に通知しなければならない。

5 総会で決議すべき事項は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

（事務局）

第12条　協議会の事務局は、会長宅に置く。

（事業年度）

第13条　協議会の事業年度は、毎年４月１日より始まり翌年の３月31日をもって終わるものとする。

（付則）

この会則は、昭和62年４月１日から施行する。

（付則）

この会則は、平成９年６月30日から施行する。

（付則）

この会則は、平成13年６月28日から施行する。

（付則）

この会則は、平成23年４月１日から適用する。